

長崎県産材品質向上対策事業のご案内

【目的】

長崎県内の製材加工工場等の経営力および技術力の向上のため、県内製材工場等が実施する技術者等の養成のための研修および製材品の日本農林規格(以下、「JAS」と言う)に基づく認定の取得を支援することにより、県内での県産材流通量の拡大を図ります。

【内容】

1. 製材加工技術等の向上に向けた研修支援

①先進地における実地研修支援

先進地において複数日数の間、経営方法、製材・加工技術、乾燥技術、営業方法等のノウハウを取得する。

《助成対象経費》

研修に参加するための必要な旅費・宿泊費の実費および受入側への報償費など。

なお、報償費においては9,900円/日を上限、旅費・宿泊費については実費の1/2以内。

②先進地からの招聘による実地研修支援

先進地から複数日数の間、講師を招き、経営方法、製材・加工技術、乾燥技術、営業方法のノウハウ等を学ぶ。

《助成対象経費》

講師の招聘するために必要な旅費・宿泊費・報償費など。

なお、報償費については20,000円/日を上限、旅費・宿泊費については実費の1/2以内。

2. JAS新規認定取得支援

製材JASのうち、以下の費用の一部を助成します。

- ・JAS認定の取得に必要な新規認定手数料
- ・JAS認定の新規認定時に必要となる製品の検査及び試験料
- ・JAS認定の新規認定時に必要となる資格者の講習等に係る受講料
- ・JAS認定の新規認定時に必要となる資格者の資格検定試験手数料

《助成対象経費》

補助率は、1/2以内。

【補助対象者】

長崎県木材業者及び製材業者登録条例に基づき登録されている事業体

【問合先】

長崎県農林部林政課計画調整班(長崎市江戸町2-13)	tel:095-895-2983	fax:095-895-2596
県央振興局 林業課(諫早市永昌東町25-8)	tel:0957-22-0200	fax:0957-22-0209
島原振興局 林務課(島原市城内1-1205)	tel:0957-63-5073	fax:0957-63-2962
県北振興局 林業課(佐世保市木場田町3-25)	tel:0956-22-1776	fax:0956-23-7835
五島振興局 林務課(五島市福江町7番1 五島市役所2階)	tel:0959-72-2094	fax:0959-72-6471
壱岐振興局 農林整備課(壱岐市石田町石田西触1290)	tel:0920-48-5211	fax:0920-44-6931
対馬振興局 林業課(対馬市厳原町国分1441 対馬市役所3階)	tel:0920-52-5474	fax:0920-52-1035

長崎県産材の品質向上対策事業補助金実施要綱

制 定 平成26年8月22日
26林第410号

(趣旨)

第1条 県は、長崎県産材の品質向上対策を行うことで県産材の県内流通量の拡大を図るため、予算の定めるところにより、長崎県産材の品質向上対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象および補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）及び経費並びにその補助率は、別表に定めるところによる。

(事業計画の承認手続)

第3条 補助事業を実施しようとする者は、あらかじめ知事に対し、事業計画承認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 事業計画書（製材加工技術等の向上に向けた研修支援 様式第2号-1）

(JAS新規認定取得支援 様式第2号-2)

(2) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、第1項により提出された事業計画承認申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画承認書（様式第3号）により事業主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請手続)

第4条 規則第4条第1項の規定により補助金交付申請書（様式第4号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（製材加工技術等の向上に向けた研修支援 様式第2号-1）

(JAS新規認定取得支援 様式第2号-2)

(2) 収支予算書（様式第5号）

(3) 役員名簿（様式第6号）

(4) その他知事が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定めるものとする。

3 補助金の申請をする者は、その申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業が完了した年度の翌年度から5年間整備保管しなければならない。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(状況報告等)

第7条 規則第11条第1項の規定による報告は、補助金等の交付の決定があった会計年度の12月31日現在における事業の実施状況を、翌年の1月15日までに状況報告書(様式第7号)により行うものとする。ただし、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

2 事業主体は、当該工事に着手し、又は事業契約を締結したとき及び完成したときには、遅滞なく事業着手(完了)報告書(様式第8号)を提出しなければならない。

(計画変更の承認申請)

第8条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとする者は、事業実施計画変更承認申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第11条第2項第1号の規定による知事が定める軽微な変更は、別に定める場合を除き別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出は、事業の完了した日から30日を経過した日までに(同項後段の場合には翌年度の4月10日まで)、次項に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 規則第13条第1項の規定により実績報告書(様式第10号)に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支精算書(様式第5号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第3項ただし書の規定による補助金の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額して報告した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第11号)により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金等の交付)

第10条 規則第16条に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第12号)を提出するものとする。

2 補助金は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の概算払に必要な書類は、請求内訳書(様式第13号)及び出来高調書(様式第14号)とする。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間(大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定める期間)とし、同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、単価50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の提出)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、各振興局長を経由しなければならない。

(附 則)

この要綱は、平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表(第2条、第9条関係)

区分	経費	補助率等	重要な変更
製材加工技術等の向上 に向けた研修支援	(1) 先進地における実地研修支援 長崎県木材業者及び製材業者登録条例(昭和34年3月20日長崎県条例第3号登録条例)に基づき登録されている事業者が実施する以下の事業に要する経費 ① 研修に参加するための必要な旅費・宿泊費の実費 ② 講師および指導者への報償費 (2) 先進地からの招聘による実地研修支援 長崎県木材業者及び製材業者登録条例(昭和34年3月20日長崎県条例第3号登録条例)に基づき登録されている事業者が実施する以下の事業に要する経費 ① 講師および指導者を招聘するために必要な旅費・宿泊費の実費 ② 講師および指導者への報償費 講師および指導者の選定においては、県があらかじめ指定する製材所および研究センター等の中から選定することとする。	(1)ー①および(2)ー① 1/2以内 (1)ー② 上限9,900円/日とする (2)ー② 上限20,000円/日とする	①事業実施主体の変更 ②区分の新設又は廃止 ③補助金額の変更
JAS新規認定取得支援	製材JASの新規取得に要する以下の経費 ・JAS認定の取得に必要な新規認定手数料 ・JAS認定の新規認定時に必要となる製品の検査及び試験料 ・JAS認定の新規認定時に必要となる資格者の講習等に係る受講料 ・JAS認定の新規認定時に必要となる資格者の資格検定試験手数料	1/2以内	

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

長崎県知事

様

住所
事業主体名
フリガナ
代表者氏名

印

平成 年度長崎県産材の品質向上対策事業計画承認申請書

年度において、下記のとおり長崎県産材の品質向上対策事業を実施したいので、長崎県産材の品質向上対策事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 実施事業 【製材加工技術等の向上に向けた研修支援 JAS 新規認定取得支援】
- 2 事業計画書 製材加工技術等の向上に向けた研修支援 様式第2号~1
JAS新規認定取得支援 様式第2号~2

様式第2号—1(第3条、第4条、第9条、第10条関係)

平成 年度長崎県産材の品質向上対策事業(変更)計画書(報告書).
(製材加工技術等の向上に向けた研修支援)

1. 事業概要

事業目的	
事業実施場所	
事業内容 (主な研修内容)	

2. 事業計画(実績)

(1)経費の総括

区分		対象者数	事業費	負担区分		備考
				県補助金	その他	
先進地における実地研修支援	旅費					
	宿泊費					
	報償費					
	その他					
先進地からの招聘による実地研修支援	旅費					
	宿泊費					
	報償費					
	その他					
合計						

※県補助金合計は千円未満切捨とすること

(2)事業計画(実績)表

○先進地における実地研修支援

研修(予定)者氏名	研修期間	研修先	研修内容
	～		
	～		
	～		
	～		

○先進地からの招聘による実地研修支援

講師名	研修期間	研修場所	研修内容
	～		
	～		
	～		
	～		

※申請時には、旅費・宿泊費の算出根拠の分かるもの(見積書等)を添付すること

※実績時には、旅費・宿泊費・報償費等の支払い根拠の分かる資料を添付すること

様式第2号一2(第3条、第4条、第9条、第10条関係)

平成 年度長崎県産材の品質向上対策事業(変更)計画書(報告書)
(JAS新規認定所得支援)

1. 事業の目的

2. 事業実施期間 時 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日

3. 事業計画

(1) 取得しようとする認定の品目等

品目	区分	認定タイプ	備考

(2) 事業費内訳

区分	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	

※県補助金の合計は千円未満切捨とすること

※区分欄には、新規認定手数料などの補助対象経費を記入すること

※申請時には、補助金積上げの根拠(見積書)となる書類を添付すること

※実績報告書には、本事業で取得したJAS認定証の写し、資格認定証の写し、補助対象となった手数料等の領収書等の写しを添付すること

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

事業主体

殿

長崎県知事

印

平成 年度長崎県産材の品質向上対策事業計画承認書

年 月 日付け 第 号をもって承認申請があった事業計画書については、適
当であると認めます。

様式第4号その1(第4条、第9条関係)

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地

事業者名

印

(団体にあっては代表者名)

平成 年度長崎県産材の品質向上対策事業補助金交付申請書

平成 年度 長崎県産材の品質向上対策事業(実施区分名)について、長崎
県の品質向上対策事業補助金 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付
規則(昭和40年長崎県規則第16号)第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書 製材加工技術等の向上に向けた研修支援 様式第2号-1
JAS新規認定取得支援 様式第2号-2
- 2 収支予算書
- 3 役員名簿
- 3 その他

長崎県産の品質向上対策事業実施計画(成績)書

(単位：円)

区 分	事業細目	事業費 (A)+(B)	経 費 内 訳		備 考
			補助金 (A)	その他負担金 (B)	
合 計					

様式第5号（第4条、第10条関係）

収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町費					
その他					
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

様式第7号（第7条関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

事業者名

事業実施状況報告書

平成 年度 長崎県産材の品質向上対策事業（ 実施区分名 ）の実施状況について、長崎県産材の品質向上対策事業補助金実施要綱第7条第1項の規定により、報告します。

記

事業実施状況報告書

区分	事業細目	実施市町村	事業内容	（事業費） 補助金額 （円）	着手 （予定）日	完成 （予定）日	進捗状況

※進捗状況は、具体的に記載すること。

様式第8号（第7条関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

事業者名

事業着手（完成）報告書

年度長崎県産材の品質向上対策事業を下記のとおり着手（完成）したので報告します。

記

区 分	
事業細目	
事業内容	
事業費	円（県補助額 円）
着手年月日	年 月 日
完成（予定）年月日	年 月 日

様式第6号（第4条、第9条関係）

役員名簿

（法人名： ） 該当する性別・年号を○で囲んで下さい。

役職名	（フリガナ） 氏 名	性別	住所	生年月日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日

*役員全員を記載すること。

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地
補助事業者名
(団体にあつては代表者名)

印

平成 年度長崎県産材の品質向上対策事業実施計画変更承認申請書

年 月 日付長崎県指令 林（森整）第 号で交付の決定の通知があつた平成 年度長崎県産材の品質向上対策事業補助金について、下記のとおり計画を変更したいので長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項の規定により申請します。

記

- 1 事業変更計画書
- 2 変更の理由
- 3 その他

様式第10号(第9条関係)

年 月 日

長崎県知事

様

住所又は所在地
補助事業者名

印

(団体にあつては代表者名)

平成 年度長崎県産材の品質向上対策事業補助金実績報告書

平成 年 月 日 付け 長崎県指令 林 第 号で交付の決定
の通知があつた平成 年度 長崎県産材の品質向上対策事業(実施区分名)について、
長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第13条の規定により、その実績につ
いて関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他

様式第11号(第9条関係)

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地
補助事業者名
(団体にあっては代表者名)

印

平成 年度長崎県産材の品質向上対策事業補助金に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け 長崎県指令林(森整) 第 号で補助金交付決定の通知があった標記
事業について、長崎県産材の品質向上対策事業補助金実施要綱第11条第4項の規定により、下記の
とおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|----|
| 1 補助金の確定額
(平成 年 月 日付け 長崎県指令 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円也 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円也 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円也 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円也 |

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第12号(第10条関係)

平成 年度長崎県産材の品質向上対策事業補助金交付請求書

金 円

平成 年 月 日付長崎県指令林 第 号で交付決定の(額の確定)通知があった平成
年度長崎県産材の品質向上対策事業補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則
(昭和40年長崎県規則第16号)第16条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

請求者 住 所
氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

交付決定額 円
(交付確定額)

既受領済額 円

今回請求額 円

残 額 円

金融機関名

支店名

預金種別

口座番号

口座名義(カタカナ)

様式第13号 (第10条関係)

請 求 内 訳 書

事業区分

事業主体名	交付決定額	前回までの 受領額	今回請求額	残額	着工年月日	事業完了 (予定) 年月日	年 月 日 までの出来 高(見込み)	摘要
	円	円	円	円			(%)	

様式第14号 (第10条関係)

出 来 高 (見 込 み) 調 書

事業区分

事業主体 名	本年度計画			工期	年 月 日までの出来高(見込み)				摘要
	事業量	事業費	補助金額		事業量	出来高	事業費	補助金額	
		円	円			(%)	円	円	

上記のとおり 出来高 見込みであることを確認する。
完成

年 月 日

所 属 職 氏名

印